

会 議 録

(5 - 1)

会議の名称		令和 8 年度第 1 回春日部市上下水道事業審議会		
開催日時		令和 8 年 8 月 3 日(月)	開 会	午前 1 0 時 0 0 分
			閉 会	午前 1 1 時 0 0 分
開催場所		春日部市役所本庁舎 1 階 ひだまりホール		
議長(会長等)氏名		作山 康		
出席者	委員氏名	(出席人数： 9 人)		
		作山 康、下田正樹、木暮昭彦、野口清隆、中島邦彦、		
		吉田 剛、宮田一雄、渡部由宜子、齋藤真衣子		
	説明者その他	(出席人数： 2 人)		
		経営総務課長：谷島 良和		
		経営総務課上水道庶務経理担当主幹：中村 要		
	事務局	(出席人数： 9 人)		
		上下水道部長：伊田孝史		
		上下水道部次長兼経営総務課長：谷島良和		
		施設管理課長：大竹伸広		
		水道技術管理者兼工務課長：岡安裕之		
		経営総務課上水道庶務経理担当主幹：会田 聡		
		経営総務課下水道庶務経理担当主幹：高橋裕之		
		経営総務課上水道庶務経理担当主幹兼		
		下水道庶務経理担当主幹：中村 要		
		施設管理課下水道施設担当主幹：松井克憲		
		経営総務課上水道庶務経理担当主査兼		
		下水道庶務経理担当主査：米川次郎		
次第及び公開・一部公開・非公開の区分		(報告事項) 水道料金及び下水道使用料の改定について (公開)		
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：		

配 布 資 料	①令和8年度第1回春日部市上下水道事業審議会次第 ②春日部市上下水道事業審議会委員名簿 ③令和8年度第1回春日部市水道事業審議会座席表 ④資料1：水道料金及び下水道使用料の改定について
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	議長の指名により、宮田委員に決定する。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
副市長	1 委嘱状交付
副市長	2 副市長あいさつ
事務局	3 開会 ・ 審議会の成立報告 出席委員 9 名、春日部市上下水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定による定足数に達しており、当審議会が成立していることを報告。 会長選出までの間、上下水道部長が議長を務めることを説明。 4 会議の公開 本日の議題については、非公開事項が含まれていないため、審議事項については、全て公開と決定。傍聴人なしの報告。
議長	5 会長・副会長の選出 ・ 会長の選出 春日部市上下水道事業審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員の互選によって会長に作山委員を選出。
会長	・ 副会長の選出 副会長に木暮委員を選出。
会長	— 会長あいさつ —
副会長	— 副会長あいさつ — 《春日部市上下水道事業審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長が議長となる。》
議長	6 議事録署名人の選出 議事録の署名人に宮田委員を指名。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	7 議事
	(報告事項) 水道料金及び下水道使用料の改定について
	— 資料に基づき説明 —
	・ 質疑等
委員	物価高騰対策の水道基本料金の減免は、1 回分のみとなるのでしょうか。
事務局	水道基本料金の減免は、既に令和 8 年 6 月検針分から実施しておりますが、当初は 6 月検針分から 6 か月間を予定しておりました。今回の料金改定に合わせ、6 月検針分から 9 月検針分までの 4 か月間を減免し、次の 1 0 月検針分と 1 1 月検針分は減免を一旦取りやめます。その後、料金改定が反映されます 1 2 月検針分と 1 月検針分を減免するものです。本市は、地域によって偶数月検針と奇数月検針に分かれているため、料金改定後の減免は、検針 1 回分となります。
	水道料金だけですね。
	その通りです。
	審議会の答申で水道料金は 5 0 % 以上、下水道使用料は 4 0 % 以上の改定としたものに対し、実際は、それぞれ 3 8 % と 2 5 % となるのですが、その数字の根拠は、どのようなものですか。
事務局	答申いただいた改定率は近年の動向から見ると高く、市民負担の大きい数字であることから、激変緩和のため近隣自治体を参考に 3 8 % という改定率を設定しました。また総括原価を確保するため、さらに 2 0 % の改定をするということにしました。
	下水道使用料の基本料金は減免されないのですか。
事務局	その通りです。浄化槽を使用している市民は、公共下水道を使用しておりません。減免は国の交付金を活用しており、交付金は広く市民のために使うべきと考えますと、対象が限られる下水道使用料に対する減免を実施しなかったものです。
	全国的にも水道料金のみとなっているようです。下水道使用料にまで範囲を広げると不公平感が生じてしまう面もあります。
委員	令和 8 年 1 0 月と令和 1 0 年 4 月のそれぞれの改定率についてですが、令和 8 年は現在と比べて、水道料金が 3 8 % 値上げ、令和 1 0 年には、その値上げした額に対して 2 0 % 値上げするということですか。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局 委員	その通りです。
	そうしますと、現在の料金と比べて、令和１０年４月は何％値上げと なりますか。
事務局 委員	約６６％です。
	下水道使用料はどうですか。
事務局 議長	約４４％です。
	短期間で上がりますので、それほど、春日部市の水道と下水道の経営 は厳しい状況であったということです。後の世代に負担が回されやすい ものですが、県内でも２段階で上げるというのは英断です。これまでが 安過ぎたため、とても高くなったと感じますが、埼玉県内は全国的に見 ても非常に安いという背景もあります。
議長	他にご質問はありますでしょうか。なければ、本日の議事を終了し進 行を事務局にお返しします。
事務局	８ その他 ・ 次回会議日程について
事務局	９ 閉会

議事の顚末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年9月4日

署名者の職・氏名

委員 宮田一雄（原書は自署）